

(別紙)

「プロパモカルブ塩酸塩農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	こんなの実験してる内に入らないじゃないか 却下	農薬は、農作物に散布され、意図的に環境中に放出されるものであることから、人の健康や環境に対する安全を確保することが必要です。このため、毒性、作物への残留、環境への影響、農薬使用者の安全等に関する様々な試験成績に基づいて安全性の評価を行い、問題がないと判断した農薬のみを農林水産省が登録しています。 また、各種毒性指標を定める際にはそれぞれ1つの試験結果を使用していますが、いずれの試験も国際的に合意された経済協力開発機構（OECD）のガイドラインに基づき3反復で実施されています。 さらに、農薬のミツバチへの影響評価については、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、ミツバチの農薬への暴露量を考慮した評価（リスク評価）を導入し、農薬に暴露した花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内のミツバチ（成虫及び幼虫）への影響を考慮する等、様々な暴露経路を通じた蜂群全体への評価を行うこととしています。具体的な評価法については、外部有識者を構成員とする「農業資材審議会農薬分科会」及び「農薬の蜜蜂への影響評価法に関する検討会」において公開審議の上、定めております（当該評価法については、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」参照）。 なお、個別の農薬の登録に当たっては、当該評価法、我が国において申請された使用方法等に基づき、「農薬蜜蜂影響評価部会」において、ミツバチへの影響評価に係る審議を行っているところです。
2	「プロパモカルブ塩酸塩は細胞膜のリン脂質および脂肪酸の生合成を阻害することにより病原菌の菌糸細胞膜の形成を阻害し、細胞内容物の漏出を引き起こすことで効果を発揮する」殺菌剤ですが、「病原菌の菌糸細胞膜の形成を阻害」するだけでなく、他の動植物にも悪影響があるのではないのでしょうか？	農薬のミツバチへの影響評価については、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、ミツバチの農薬への暴露量を考慮した評価（リスク評価）を導入し、農薬に暴露した花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内のミツバチ（成虫及び幼虫）への影響を考慮する等、様々な暴露経路を通じた蜂群全体への評価を行うこととしています。具体的な評価法については、外部有識者を構成員とする「農業資材審議会農薬分科会」及び「農薬の蜜蜂への影響評価法に関する検討会」において公開審議の上、定めております（当該評価法については、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号

		農林水産省消費・安全局長通知) 別紙2「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」参照)。 なお、個別の農薬の登録に当たっては、当該評価法、我が国において申請された使用方法等に基づき、「農薬蜜蜂影響評価部会」において、ミツバチへの影響評価に係る審議を行っているところです。
--	--	--

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。